

# 一宮市老人クラブ連合会規約

## (名称)

第1条 本会は、一宮市老人クラブ連合会と称します。

## (事務所)

第2条 本会は、事務所を一宮市東五城字備前12番地一宮市社会福祉協議会尾西支部内に置きます。

## (連絡所)

第2条の2 本会は、事務の円滑化を図るため、一宮市栄3丁目1番2号尾張一宮駅前ビル4階一宮市社会福祉協議会本部内に一宮連絡所、一宮市木曾川町黒田字西沼51番地一宮市社会福祉協議会木曾川支部内に木曾川連絡所を置きます。

## (目的)

第3条 本会は、一宮市内の老人クラブの普及及び発展を図り、広く老人福祉の推進に寄与することを目的とします。

## (事業)

第4条 本会は、前条の目的を遂行するため、次の事業を行います。

- (1) 老人クラブの連絡及び調整に関すること。
- (2) 老人クラブの育成及び指導に関すること。
- (3) 老人クラブに関する調査及び研究に関すること。
- (4) 老人クラブ指導者研修会の開催に関すること。
- (5) 関係機関団体の連絡に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事項に関すること。

## (構成)

第5条 本会は、一宮市内の各連区に結成された老人クラブ連合会に加入の老人クラブをもって構成します。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置きます。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 5名

ただし、うち1名は、女性の代表の中から選任します。

(3) 理事 若干名

(4) 監事 2名

(5) 会計 2名 (内1名は副会計)

(会長、副会長及び会計)

第7条 会長は、理事会において理事の中から選任します。選考委員会(副会長で構成)を設置して理事の中から候補者を選出して理事会で承認する。

2 副会長及び会計は、会長が委嘱します。理事会で承認する。

3 会長は、本会を代表し、会務を統轄します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ定めた順位によりその職務を代理します。

5 会計は、本会の経理を担当します。

(理事)

第8条 理事は、各連区の老人クラブ代表者の職にある者をもって充てます。

2 理事には女性の代表7名を加えます。

(監事)

第9条 監事は、理事会において理事の中から選任します。

2 監事は、会務の執行状況及び会計を監査し、これを理事会に報告します。

(任期)

第10条 役員任期は、2年とします。ただし、再任を妨げません。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とします。

3 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまでの間は、その職務を行います。

(名誉会長)

第11条 本会に名誉会長を置くことができます。

2 名誉会長は、会長が理事会に諮り、委嘱します。

(理事会)

第12条 理事会は会長が招集し、その議長は会長もしくは会長の委嘱した者がこれに当たります。

2 理事会は、月1回開催するものとします。

3 事業に伴う予算及び決算は、理事会において決定、承認します。

4 理事会の議事並びに規約の改正は、出席者の過半数の同意を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによります。

5 本規約に明文のない事項については理事会に諮るものとします。

(経費)

第13条 本会の経費は、次に掲げるものとします。

- (1) 単位クラブの負担金
- (2) 補助金、助成金及び委託金
- (3) その他の収入

2 前項第1号の負担金については、別に定めます。

(専門部会)

第14条 本会には次の専門部会を置き、理事をもって構成するものとします。

ただし、女性部については、各連区役員の代表者をもって構成するものとします。

(1) 教養部

交流会の計画実施、会報の発行等に関すること。

(2) 社会奉仕部

社会奉仕活動の計画実施等に関すること。

(3) 体育部

各種スポーツ大会の計画実施等に関すること。

(4) 女性部

友愛活動の推進及び女性リーダーの育成等に関すること。

(5) 事業改革部

市老連事業の改革に関すること。

2 本会に次の専門会を置き、各連区役員の代表者をもって構成するものとします。

(1) 教養会

(2) 社会奉仕会

(3) 体育会

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

(付則)

- 1 本規約は、昭和39年7月14日から施行します。
- 2 本規約の一部改正は、昭和45年5月15日から施行します。
- 3 本規約の一部改正は、昭和49年3月13日から施行します。
- 4 本規約の一部改正は、昭和58年4月5日から施行します。
- 5 本規約の一部改正は、平成5年6月1日から施行し、平成5年4月1日から適用します。
- 6 本規約の一部改正は、平成5年8月26日から施行します。
- 7 本規約の一部改正は、平成8年4月1日から施行します。
- 8 本規約の一部改正は、平成10年4月1日から施行します。
- 9 本規約の一部改正は、平成17年4月25日から施行します。
- 10 本規約の一部改正は、平成18年4月1日から施行します。
- 11 本規約の一部改正は、平成20年4月1日から施行します。
- 12 本規約の一部改正は、平成22年12月1日から施行します。
- 13 本規約の一部改正は、平成23年4月1日から施行します。
- 14 本規約の一部改正は、平成24年11月1日から施行します。
- 15 本規約の一部改正は、平成29年4月1日から施行します。
- 16 本規約の一部改正は、令和元年11月1日から施行します。

# 一宮市老人クラブ連合会慶弔規約

第1条 本規約は一宮市内の老人クラブの理事及びクラブ長の慶弔に係る事項について定める。

(経費)

第2条 本会の経費は、次に掲げるものとする。

(1) 会長に関するもの。

ア、会長が入院した場合には見舞金 5千円

(10日以上入院の場合)

イ、会長が死亡された場合 香典 2万円

生花 1対

弔辞

(家族葬の場合については、生花は除外する)

ウ、会長の配偶者については除外する。

(2) 理事に関するもの。

ア、理事が入院した場合には見舞金 5千円

(10日以上入院の場合)

イ、理事が死亡された場合 香典 1万円

生花 1対

(家族葬の場合については、生花は除外する)

ウ、理事の配偶者については除外する。

(3) 単位クラブ長に関するもの。

ア、クラブ長が死亡された場合 香典 5千円

イ、クラブ長が入院された場合については除外する。

ウ、クラブ長の配偶者については除外する。

付 則

本規約は平成15年4月1日から施行します。

付 則

本規約は令和2年10月30日から施行します。